



しずとも「図書館を知る」シリーズ

移管は、イカン…？

～いままで通り、図書館は
教育委員会の管轄でイカが？～



2019年5月に、図書館も教育委員会から首長部局に移管できる第9次地方分権一括法が成立しました。図書館や美術館・博物館などを教育委員会から首長に移管して、地域振興や観光などの首長の施策に活用しようという内容です。

「首長部局のほうが、柔軟な発想で図書館をより上手に活用できるんじゃないの？」なるほど、確かにそうとも言えるかもしれないですね。

しかし、より良い社会を形成していくための社会教育の基盤であり、知る権利を保障するという図書館の役割が、この法律によりおろそかになる心配はないのでしょうか…？

気になる点を「図書館」と「法」に詳しい識者にお話を伺ってみました。

Q 1



移管については自治体からの要望があったとされていますが？

そのとおりなのですが…。

もともと自治体からの要望があったと国は言っていますが、実際のところは一つの市からの要望しかなく、しかも、国からの要請を受けて提案したとの市の担当者の発言（参議院内閣委員会での田村智子議員の発言（2019年5月））もあります。地方の総意として要望があったとは、とても言えないようです。

結果として、1,741自治体のうち、たった一つの自治体の提案によって、戦後積み上げられてきた社会教育法体制が崩されたこととなります。



Q 2



この法案は、きちんと審議されたのですか？

いいえ。

そもそも13の法律を束ねた一括法として審議したこと自体が、**国会のルールを無視する重大な問題です**。また、図書館法等は文部科学省所管の法律ですから、規則に従って衆議院文部科学委員会、参議院文教科学委員会で、関係法に従って審議されるべきでしたが、実際には衆議院地方創生特別委員会、参議院内閣委員会における審議でした。

しかも、その審議上で問題点が指摘され、「特に、図書館、博物館等の公立社会教育施設が国民の知る権利、思想・表現の自由に資する施設であることに鑑み、格段の配慮をすること」が附帯決議として採択されました。これを加える必要があったということは、**この法律により首長部局に移管された図書館には、「国民の知る権利、思想・表現の自由」を阻害する危険性があることを示しているのです**。



Q 3



国が法律で決めたら、移管するしかないのですか？

いいえ。義務ではなく、「そうすることもできる」というだけのことです。むしろ、中央教育審議会では教育委員会が社会教育を所管してきたことを積極的に評価し、今後も社会教育は教育委員会の所管を基本とすべきとしているのです。

そして、移管のためには条例が必要なため、仮に首長から提案があっても、議会で賛同を得なければなりません。つまり首長・首長部局・教育委員会・議会など、地方自治体全体の選択と判断で決まるのです。その判断には「市民がどういう選択を支持するか」も大きな要素です。



Q 4



図書館が教育委員会所管のままでは、
首長の施策を実施することはできないのですか？

できません。

教育委員会が行う仕事は地方教育行政法第 21 条で決められています。そこでの図書館は、地域の中核的施設としての機能も持っていますし、首長部局に属する仕事ができないと決められてもいません。教育委員会と首長部局が互いに協議し連携すればいいだけのことです。図書館は教育委員会に属したままで、地域振興などさまざまな取り組みを行うことが可能です。

社会教育という図書館本来の役割の重要性を認識するなら、それがとるべき方法ではないでしょうか。



Q 5



県立図書館を移管することに問題はありますか？

問題があると考えられます。

都道府県立図書館では、資料の相互貸借、運営相談・職員研修・情報や物流のネットワーク構築など、市区町村図書館への協力支援のため幅広い活動をしています。

ところが、今回の法改正に伴う、2019年6月7日付の文部科学省総合教育政策局長通知においては、総合目録の作成、資料の相互貸借、司書等に対する研修などは県教育委員会が引き続き行うことになっています。

市区町村図書館へのサービス向上の為の協力支援は、都道府県立図書館でなければできない重要な事業です。**なのに、首長部局に移管されると、その役割が図書館に属さなくなってしまうのです。**





首長部局への移管によって、様々な問題が指摘されている
指定管理になる心配はありますか？

あります。

2015年、総務省は自治体に対し業務の民間委託を推進する大臣通知を出し、図書館を含む23種類の公共施設について、毎年「指定管理の導入が進んでいない理由」の回答を求め、指定管理の導入を推進しようとしています。

文部科学省の国会での説明によると、2015年現在、図書館への指定管理の導入率は、全国で15.6%（3,308館のうち516館）に対して、首長部局所管の図書館では41.7%（132館のうち55館）と、**首長部局所管のほうが、指定管理導入率が明らかに高くなっています**。今回の移管問題は、指定管理をはじめとする民間委託の推進が根底にあると思われます。

一方、活字文化議員連盟の公共図書館プロジェクトチームは、2019年6月に**図書館への指定管理導入を強く問題視する答申書を議員連盟に提出しました**。このような指摘を真摯に受け止めるべきではないでしょうか。



教育委員会は、政治的中立性を保ち、学校教育と社会教育を両輪とした生涯教育を、市民のために行ってきました。社会教育の核である図書館は、何よりも市民の知る自由を保障し、生涯にわたる学びを支援する場なのです。

ですから、図書館本来の機能を向上させるためには教育委員会所属が、さらにその他の機能の充実を図るためには首長部局との協力が、必要とされるのではないのでしょうか。やはり移管はイカン！



★当パンフレットに掲載された質問への回答は、以下の皆さまにご協力いただきました。窮屈な日程にも拘らず、当会からの質問に丁寧に答えてくださった3人の先生に、心から感謝を申し上げます。

長澤成次氏（千葉大学名誉教授・放送大学千葉学習センター所長）：Q1・Q2

鎌水三千男氏（千葉県市町村総合事務組合法務専門員・元千葉県法務担当職員）：Q3・Q4

松岡要氏（日本図書館協会元事務局長）：Q5・Q6